

あなたは
どのタイプ?

忘れずに納めましょう

個人の市民税・県民税

市民税・県民税について、どのくらいご存じですか。
平成29年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書
と課税明細書を発送します。
内容をご確認いただくとともに、意外と知らない市民税・
県民税に関する知識を復習してみませんか。

本文中に記載がないものは、原則として、対象②などでも、費用②無料、申込②不要（定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ）。
① 地区市民センター ② 出張所 ③ 生涯学習センター ④ ①②③のみや表参道スクエア ⑤ 地域コミュニティセンター ⑥ 市民活動センター
HP ⑦ ホームページ ⑧ ⑨ エメールアドレス

普通徴収 (納付書または口座振替)



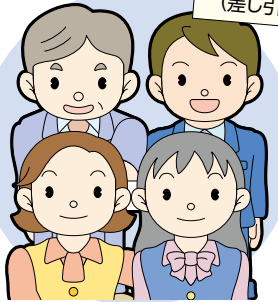
1 事業所得、不動産所得
などの所得がある人

納付書や口座振替で
納めてください

詳しくは

タイプA
へ

特別徴収 (差し引きまたは引き落とし)



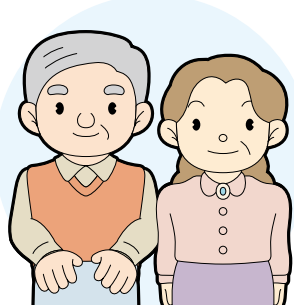
2 会社などで給与
所得がある人

原則、給与から
差し引かれます

詳しくは

タイプB
へ

3 年金所得がある人



原則、年金から
引き落とされます

詳しくは

タイプC
へ

※ 所得内容や年齢などにより、2つ以上のタイプで納付となる場合があります。

タイプA

普通徴収

事業所得、不動産所得な
どの所得がある人は、市か
ら送付する納付書または口
座振替などで納めてくださ
い。

問 納税・税額決定通知書や
課税明細書はいつ届くの？

答 65歳未満の人(※1)は
6月1日、65歳以上の人
(※1)は6月12日に発送
予定です。

問 いつ納めればいいのか？

答 6・8・10月、翌年の1
月の年4回払い、または6
月中に全額を納める一括払
いです。

問 どうやって納めればい
いのか？

答 市内に本・支店のある金

給与所得に関わる
特別徴収

給与所得に関わる 特別徴収

給与支払者（会社など）
が、税額を6月・翌年5月
の年12回に分けて、毎月給
与支払の際に納税者の給
与から差し引き、納税者に
代わって納めます。

問 退職などで、給与の支払
いを受けなくなった場合は

ペイジー納付とは

パソコンや携帯電話から
のインターネットバンキング
や銀行ATMを利用し、金融
機関の営業時間外でも
納付できます。ペイジーの
使い方など、詳しくは、次の
各HPをご覧ください。
▽ ペイジーの使い方
<http://www.pay-easy.jp/index.html>
▽ 対応金融機関など 市
HP。

融機関、各④・⑤の他、納
期内はペイジー納付がで
きます（右の図参照）。また、
納期内は、コンビニエンス
ストア、ゆうちょ銀行、郵
便局でも納付できます。
ただし、納付額が30万円
を超えるものなどバーコー
ドが印字されていない納付
書は、コンビニエンススト
アでは納付できません。
便利で安心な口座振替も
ぜひご利用ください。

どうやって納めるの？

答 給与から差し引きできな
くなった残りの税額を、納
税者が納付書または口座振
替などで納めてください。
ただし、次の場合を除き
ます。① 退職の際に、給与
などから残りの税額を一括
して差し引かれる② 会社な
どに再就職し、そこで引き
続き差し引かれる。

※1 平成29年4月1日現在。 ※2 合計所得金額 純損失、雑損失などの繰越控除前の総所得金額等(※3)の金額。 ※3 総所得金額等 総所得金額(※4)、上場株式などに関わる配当所得の金額(分離課税)、土地などに関わる譲渡所得などの金額、株式などに関わる譲渡所得などの金額、先物取引に関わる雑所得などの金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額(純損失、雑損失などの繰越控除後の金額)。

年金所得に関わる特別徴収

65歳以上(※1)の人の年金所得に関わる市民税・

県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。納付の方法は、下の表をご覧ください。

問 年金からの引き落としの対象になるのはどんな人?
答 次の全てに該当する人です。①65歳以上(※1)②平成28年中に支払われた公的年金などの所得に関わる市民税・県民税が課税になる③介護保険料の特別徴収の対象。

問 年金以外の所得がある場合も引き落としされるの?
答 いいえ。給与所得や事業所得などに関わる税額は、給与からの差し引きや、納付書または口座振替などで納めてください(8ページタイプA・タイプBをご覧ください)。

問 納税・税額決定通知書をご確認ください。

問 年金以外に所得がある場合も引き落としされるの?
答 いいえ。給与所得や事業所得などに関わる税額は、給与からの差し引きや、納付書または口座振替などで納めてください(8ページタイプA・タイプBをご覧ください)。

問 納税・税額決定通知書をご確認ください。

それ以外の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、納付書または口座振替などで納めてください。

問 対象になる年金は?

答 老齢基礎年金・老齢年金・退職年金などです。障害年金や遺族年金など、非課税の年金は対象外です。

問 税額はいくらの?

答 納税・税額決定通知書をご覧ください。

問 年金以外に所得がある場合も引き落としされるの?

答 いいえ。給与所得や事業所得などに関わる税額は、給与からの差し引きや、納付書または口座振替などで納めてください(8ページタイプA・タイプBをご覧ください)。

問 納税・税額決定通知書をご確認ください。

問 納税・税額決定通知書をご確認ください。

ご覧ください。**問 年金所得に関わる特別徴収が中止になる場合はどんな時?**

答 次のいずれかに該当する人です。①公的年金から所得税、介護保険料などを差し引いた残りの額が、年金所得に関わる市民税・県民税の税額より少ない②市民税・県民税の税額変更により、引き落としできない額になった③死亡した。

問 65歳未満(※1)の年金受給者のみなさんへ

問 65歳未満(※1)の年金所得に関わる市民税・県民税はどうなるの?

答 会社などに勤務する人は

原則、給与から差し引かれます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。

なお、確定申告書や市民

税・県民税申告書で、給与以外の所得に関わる税額について、「自分で納付」を選択した人は、年金所得に関わる市民税・県民税は普通徴収となります。

平成29年度の65歳以上の人の公的年金に関わる市民税・県民税の納付方法

■平成28年度から引き続き、年金から引き落としになる人(継続)

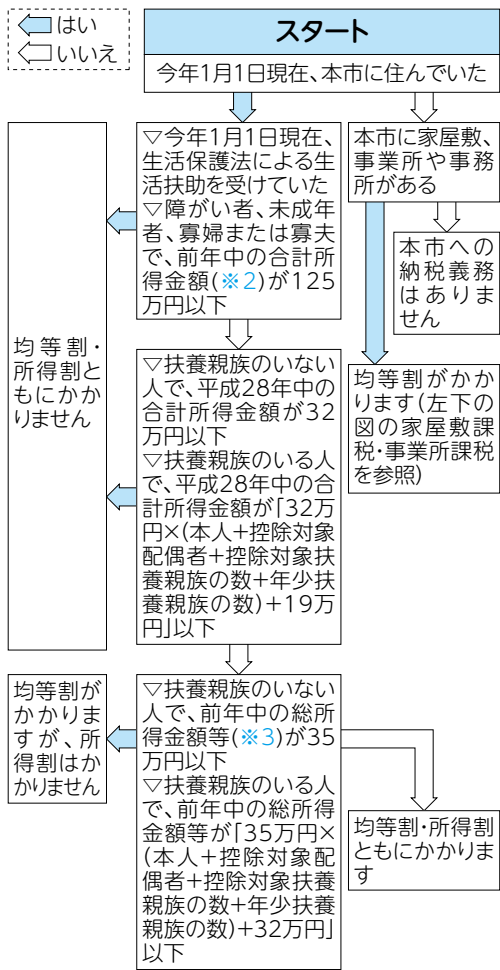
納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)全6回					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	平成30年2月
税額	平成28年度の年税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に引き落とし			年税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、平成30年2月に引き落とし		

■平成29年度から新たに(改めて)、年金から引き落としになる人(10月開始)

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)全3回					
	納付・徴収月	普通徴収(納付書または口座振替など)		6月(1期)	8月(2期)	10月
税額	年税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付			年税額の残り半分の額を、3回に分けて10・12月、平成30年2月に引き落とし		

ご確認ください

個人市民税・県民税は、前年1年間の所得に対して、1月1日に住所のある市町村で課税になります。均等な税額である「均等割」と、個人の所得に応じて課税になる「所得割」があります。均等割・所得割が課税になるかは、下の表で確認してください。



こちらにも注目

住民税の家屋敷課税・事業所課税をご存じですか

本市以外の市区町村で住民税が課税されている人で、次のいずれかに該当する人は、道路の管理・ごみ収集・小中学校の運営・消防や救急などの行政サービスを受けているため、課税の対象となります。

■**家屋敷課税** 市内に住宅がある市外への単身赴任者など。

■**事業所課税** 市内に事務所や事業所がある市外居住の事業主など。

該当する場合は、市民税課(市役所2階)で早めに申告をしてください。

■**年税額** 住民税の均等割。5,700円(市民税3,500円+県民税2,200円)。

※4 総所得金額 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の譲渡所得、雑所得、一時所得の金額の合計額。

◎この特集についての問い合わせは、市民税課☎(632)2214へ。